

COLUMN
No.8犯罪や非行に陥った若者を積極的に雇用し、
その更生を支援する「協力雇用主」

犯罪や非行歴のある人は、そのために職業を得ることが難しく、また、就職しても職場での理解を得にくい場合がある。そうした事情を承知した上で、犯罪や非行歴のある人に職場を提供し、立ち直りに協力する協力雇用主は、その健全な就業生活の確保に極めて重要な役割を果たしている。

ここでは、ある協力雇用主の方のメッセージを紹介する。

平成7年の秋、保護司をしている妻から「お父さん、今担当しているT君、仕事に困っているのよ。うちで働かせてくれないかしら」と言われました。T君とは時々顔を合わせていましたが、性格などよくは知りませんでした。当時、ガソリンスタンドはセルフ販売が解禁になるなど業界の再編の中にあり、わが「野口石油」もその火中にあり厳しい状況でした。赤字覚悟で閉店するスタンドを譲り受け、脱サラさせた長男・次男の応援を得て事業拡大していた矢先で不安でしたが、妻の日ごろの活動を見ていたので、T君を引き受けることにしました。

T君は、無免許・暴走にシンナーにも手を出していました。両親は手を焼き、一人暮らしの叔母さんの家に寝泊まりし、相談相手もなく淋しい状況でした。身近に話してみると、心根のやさしい、良く気配りする少年ですが、自分に自信が持てないようでした。その頃、野口石油独自の洗車事業を開始していたので、T君をその責任者に抜擢しました。その時、T君に「このオジちゃんを信じてくれ、オジちゃんも君を信じるから。」と約束し、お互いにこの約束事を実行していきました。いつしか、野口石油の中にこの約束事を守る雰囲気が出来上がり、T君は責任者として見事に応えてくれました。

T君は、信じ合うことの大切さを教えてくれたのです。そうだ、大人を信じていない子がまだほかにもいるはずだ、少しでも力になろう、いや、ならなければならないと決意し、保護観察所、警察などから相談された人たちは全て受け入れることにしてきました。いつしか、近隣では問題少年たちがいる会社ですと評判になり、それからはお客さんの方から、子どもたちに気軽に声をかけては躰の励ましをしてくれるようになり、子どもたちはますます明るくなって生き生きとしています。地域社会も育ててくれているのだなと実感しています。

T君に戻ります。彼は5年後、住宅建設会社に転職して現場監督となり、この秋結婚することになりました。T君は、私の自慢の青年であり、その後が続いてくれる少年たちも皆自慢の子どもたちです。中には、失敗する子もいますが、「また、戻ってきなさい、待っているよ。」と送り出します。

私は、面接した子は皆採用します。立ち直りたいと決心し職場を求めてきたのですから失望させたくありません。初めから仕事ができる子はいません。一人一人聞いてみると、親からは見放され、周囲にはじっくりと話を聞いてやる人もいない、誰一人の相談相手もない。非行するなという方が無茶です。

入社当初は、遅刻することが多いのですが、決して叱りません。遅刻しても「よう来たねー。」と社員全員拍手で迎えます。そのうち子どもたちの方から「おはようございます。」と返ってきます。いつしか、子どもたちは家族同然になっていきます。社員旅行は、長男、次男の家族も参加しての大イベントですが、私にとっては、子どもたちが成長していく姿を見ることが出来る機会でもあり、彼らに感謝する機会でもあり、協力雇用主になることができたこと

を実感する機会でもあります。

「野口石油」は成果主義ではなく、“一生懸命さ”を評価することにしてしています。社員一人一人の頑張りをお互いに評価すること、人は誰でも一つは良いところを持っている、そのことを認め、その良いところをお互いに引き出す職場にすること、これを野口流クラブワークと称して、社にしています。

このため、社長である私は「店長」と呼ばれ、我が野口石油には社長がないのです。

平成22年4月、福岡県就労支援事業者機構が発足し、私も理事の一員となり頑張っています。これまで、個々に活動していた協力雇用主は同機構の会員となって組織的に、より機能的に、より地域社会に密着した活動をすることが可能となり、さらに、福岡県内の協力雇用主さんの総意に基づき福岡県連合協力雇用主会が組織され、私が初代会長に就任しました。

お蔭で、これまで懸案であった職場でのトラブル解消や業務上での損害補填などを相談

することができるようになったこと、協力雇用主相互の連携がスムーズになってきたこと、更には、就労支援事業者機構を介した研修会など研鑽の機会が増え、就労支援能力もより高いものを得ることができるようになったことなどの変化が見られます。

一方、更生保護就労支援モデル事業の開始、身元保証制度やトライアル雇用の運用、地方自治体発注公共事業参入資格でのポイント加算、雇用協力に対する表彰など、国や地方自治体からの理解度は深まり、私ども協力雇用主に寄せられる期待は一層大きくなっているように思われ、その責任も大きいものがあることを感じてなりません。

協力雇用主は、彼らの立ち直りを信じ、職場を提供し、その立ち直りを最後まで信じ切ることと求めていることこそが、彼らの立ち直りを可能にすることだと思っています。

現に、多くの少年や犯罪前歴者が、良い職場環境の中から巣立って、立ち直っていることは事実です。

店長は君を信じる、君は店長を信じてくれた、だから君はもう心配ない。

店長を信じてくれた君にありがとうと言いたい。



((有)野口石油 取締役社長 野口義弘)

(10) いじめ・暴力対策（警察庁、文部科学省）

いじめ、暴力行為といった子どもの問題行動は依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっている。

文部科学省は、これまでも、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、

- ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること、
- ・問題行動の中でも特に校内傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、学校はためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている子どもの生命や身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報することが必要であること

などを求めてきた。平成25（2013）年5月には、どのような行為が犯罪行為に該当するのかについての教育委員会や学校の理解を促すため、学校で生じる可能性がある犯罪行為などについて、いじめの態様別にまとめた「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について」¹²³を発出した（第2-3-16表）。

第2-3-16表 学校において生じる可能性がある犯罪行為

いじめの態様	刑罰法規	事例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行 (刑法第208条)	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする
	傷害 (刑法第204条)	顔を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行 (刑法第208条)	プロレスと称して同級生を押しさえつけたり投げたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要 (刑法第223条)	断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる
	強制わいせつ (刑法第176条)	断れば危害を加えると脅し、性器を触る
金品をたかられる	恐喝 (刑法第249条)	断れば危害を加えると脅し、現金などを巻き上げる
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てたりする	窃盗 (刑法第235条)	教科書などの所持品を盗む
	器物損壊等 (刑法第261条)	自転車を故意に破損させる
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫 (刑法第222条)	学校に来たら危害を加えると脅す
	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	脅迫 (刑法第222条)	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る
	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)	携帯電話で性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する

(出典) 文部科学省「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335366.htm)

(注) 1 「いじめの態様」は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における調査項目と同じ。

2 「事例」は、過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、被害を受けている子どもを徹底して守り通すという観点から、判断することが必要。

また、いじめに関する学校と警察などの関係機関との連携状況を把握するため、平成24（2012）年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査項目から、いじめの認知件数のうち警察に相談・通報した件数やいじめる子どもに対する関係機関の措置別人数などの調査項目を追加した。

123 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335366.htm

警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめの早期把握に努めるとともに、把握したいじめの重大性や緊急性、被害を受けた子どもやその保護者などの意向、学校などの対応状況などを踏まえ、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。警察庁は、「いじめ防止対策推進法」(平25法71)の施行に伴い、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法の施行について」(通達)¹²⁴を、10月に「いじめ防止基本方針の策定について」(通達)¹²⁵を都道府県警察に発出し、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進している。また、校内暴力についても、学校などとの情報交換により、早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

(その他のいじめに関する取組については、第2部第3章第2節5「いじめ被害、自殺対策」を参照)

4 子どもの貧困問題への対応

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などの施行

近年、稼得年齢層を含む生活保護受給者が増加している。非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るおそれの高い層が増加している。生活保護受給世帯のうち約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していたというある地方公共団体の調査結果にもみられるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。

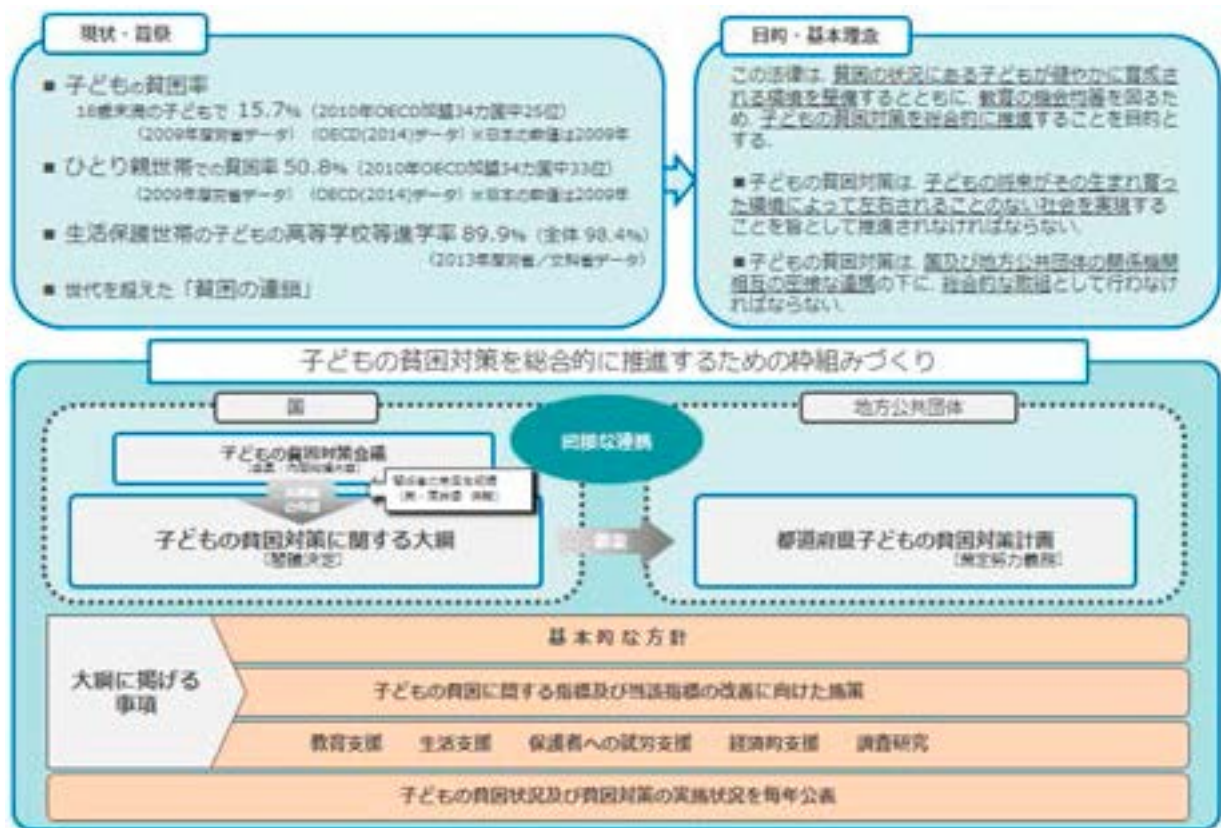
こうした状況を踏まえ、平成25(2013)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平25法64。以下「子どもの貧困対策推進法」という。)が、同年12月に「生活保護法の一部を改正する法律」(平25法104)と「生活困窮者自立支援法」(平25法105)が成立した。

「子どもの貧困対策推進法」は、平成26(2014)年1月17日に施行された。この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。現在、同法に基づく大綱を策定するための検討を進めている。(第2-3-17図)

124 <http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/shounen/syounen20130926.pdf>

125 <http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/shounen/shounen20131011.pdf>

第2-3-17図 子どもの貧困対策の推進に関する法律



(出典) 内閣府資料

(2) 経済的困難を抱える家族への支援（文部科学省，厚生労働省）

（第2部第2章第1節5「経済的支援の充実」を参照。）

(3) ひとり親家庭への支援（厚生労働省）

第1部でみたとおり、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親家庭が特に経済的に困窮しているという実態がうかがえる。

厚生労働省は、「母子及び寡婦福祉法」(昭39法129)などに基づき、子育て・生活支援策（保育所の優先入所など）、就業支援策（知識技能の習得に係る給付金の支給など）、養育費の確保策（養育費相談支援センターの設置など）、経済的支援策（児童扶養手当の支給など）といった総合的な自立支援策を展開している¹²⁶。また、平成25（2013）年3月から施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平24法92)により、母子家庭の母と父子家庭の父の就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請を行っている。さらに、平成25年5月から、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会を開催して、ひとり親家庭への支援施策の在り方について検討し、同年8月に「ひとり親家庭への支援施策の在り方について」（中間まとめ）が取りまとめられた。これを踏まえて、母子家庭・父子家庭に対する支援の拡充や、児童扶養手当と公的年金給付などの併給調整の見直しなどを内容とする法律が平成26（2014）年4月16日に成立した。

126 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html

第2-3-18図 ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）

検討が必要とされた主なポイント

1. 支援施策全体、実施体制
地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた相談支援窓口の整備のために必要な支援や、先進的取組等の収集・情報提供、支援施策の更なる周知と利用 など
2. 就業支援
状態像に応じたきめ細かな就業支援、休日夜間などの相談支援等による転職やキャリアアップの支援 など
3. 子育て・生活支援
就業等との両立のための子育て・生活支援に加えて、学習支援ボランティア事業等子どもへの支援の充実や活用促進 など
4. 養育費確保支援、経済的支援
養育費確保を促す支援、児童扶養手当よりも少額の公的年金を受給する場合の差額の支給等の検討、母子寡婦福祉資金の貸付対象の父子家庭への拡大 など

（出典）厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000016214.html>）

（4）世代を超えた貧困の連鎖の防止（文部科学省、厚生労働省）

平成27（2015）年4月1日に施行される予定の「生活困窮者自立支援法」により、生活保護の手前の段階にある生活困窮家庭の子どもに対する学習援助事業の制度化が図られ、貧困の連鎖防止のための取組が強化される。

厚生労働省は、「生活困窮者自立支援法」の施行に向け、法に基づく各種支援を試行的に実施し、地域における体制整備を進めている。また、平成25（2013）年度から、生活保護世帯の子どもに対する学習支援や進路支援などの充実を図るとともに、生活保護世帯の親子への日常生活支援や療育相談の充実といった取組を行っている。

（5）状況把握（厚生労働省）

厚生労働省は、国民生活基礎調査により子どもの相対的貧困率を把握している。（第1部第3章第3節「子どもの貧困」を参照。）

5 困難を有する子ども・若者の居場所づくり

（非行少年の立ち直り支援については第2部第3章第1節3「非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等」を、要保護児童の居場所づくりとグループホームなどの居場所づくりについては第2部第3章第2節2「社会的養護の充実」を、それぞれ参照。）

6 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

（1）「日系定住外国人施策に関する行動計画」に沿った施策の推進（内閣府）

政府では、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（平成23年3月）に基づき、「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを施策の基本的な考え方として、関係府省の連携の下、日本語学習、子どもの教育、就労、社会生活などの分野に関して各種の施策を推進している¹²⁷。

（2）外国人の子どもの教育の充実等（内閣府、文部科学省）

外国人には就学義務が課されていないが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、国際人権規約や児童の権利条約に基づき、無償で受け入れている。これにより、教科書の無償配布や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

文部科学省は、外国人の子どもの公立学校への受入れに当たって、以下の取組を行っている¹²⁸。

127 <http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>

128 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

- ・日本語指導を含む個別の課題解決のために、都道府県からの申請に応じた配当する加配定数を措置
- ・日本語指導者などに対する実践的な研修
- ・教員を中心とする関係者が外国人の子どもに対し適応指導や日本語指導を行える環境作りを支援するための、「日本語能力測定方法」や「研修マニュアル」の活用
- ・帰国・外国人の子どもへの受入促進や、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施
- ・日本語指導が必要な子どもを対象とした「特別の教育課程」を編成・実施することができるよう、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26（2014）年4月から施行
- ・不就学の外国人の子どもに対して、日本語などの指導や学習習慣を確保するための教室を設け、主に公立学校への円滑な転入ができるようにする取組（定住外国人の子供の就学支援事業）

(3) 定住外国人の若者の就職の促進等（内閣府、厚生労働省）

ハローワークは、日系人をはじめとする定住外国人の若者の就職を促進するため、日系人のための就業支援ガイダンスを実施するとともに、ガイダンス出席者を対象とした職業意識啓発指導や職業指導といった個別の就職支援を実施している。また、就職意欲が高い日系人などに対し、早期の就職を実現させるため、担当制による個々の求職者のニーズを踏まえた綿密な支援を行っている。

定住外国人が多く集住する都道府県では、訓練の受講に当たって一定の日本語能力を有する者に対して、その日本語能力などに配慮した職業訓練が実施されている。

(4) 性同一性障害者等（法務省、文部科学省、各省庁）

法務省は、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局・支局、人権擁護委員）において、「子どもの人権を守ろう」や「外国人の人権を尊重しよう」のほか、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」、「性的指向を理由とする差別をなくそう」などを啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、講演会の開催や啓発冊子の配布などによる啓発活動を実施している。

文部科学省は、性同一性障害のある子どもへの対応について、学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー、教職員が協力して、実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、子どもの心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。

(5) 十代の親への支援（厚生労働省）

厚生労働省は、妊娠・出産・育児について、医師や助産師などから専門的なアドバイスを受ける機会でもある妊婦健診を必要な回数（14回程度）を受けられるよう、平成24（2012）年度までは公費助成を行い、平成25（2013）年度からは地方財政措置による恒常的な仕組みとした。また、妊娠や出産の悩みを抱える若者に対して、訪問指導などの母子保健事業を活用した支援や女性健康支援センター事業を通じた相談体制の充実を図っている。

(6) 法定相続分に係る最高裁判決を受けた対応（法務省）

嫡出でない子の取扱いに関し、最高裁判所の違憲判断（平成25年9月4日）¹²⁹を受け、平成25（2013）年12月に民法が改正され、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等とされた。

129 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130904154932.pdf>